

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業所： グレース居宅介護支援事業所 川越

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和7年5月1日現在]

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 049-265-8591 (月～金曜日 9:00～18:00)

担 当 介護支援専門員 有吉章江 / 管理責任者 有吉章江

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

1 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域(1級地)

事業所名	グレース居宅介護支援事業所 川越
所在地	埼玉県川越市東田町16番地2
事業所の指定番号	居宅介護支援事業(1170405656)
サービスを提供する 実施地域※	川越市全域

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名(兼務)

介護支援専門員 1名以上(現在の正確な人数を知りたい方は担当者・説明者にご確認下さい)

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後6時まで

(祝日及び週休2日と12月30日～1月3日は休業)

2 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

3 利用料金

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

① 居宅介護支援Ⅰ (i)

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45件未満である場合

要介護1又は要介護2 1,086単位

要介護3、要介護4又は要介護5 1,411単位

② 居宅介護支援Ⅰ(ii)

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45件以上60件未満の場合

要介護1又は要介護2 544単位

要介護3、要介護4又は要介護5 704単位

③ 居宅介護支援Ⅰ(iii)

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が60件以上の場合

要介護1又は要介護2 326単位

要介護3、要介護4又は要介護5 422単位

④ 居宅支援初回加算

300単位

※新規、要介護状態区分が2区分以上、変更された利用者に対しケアマネジメントを提供した場合

⑤ 入院時情報連携加算

(Ⅰ) 医療機関へ入院したその日に情報提供 250単位

(Ⅱ) 医療機関へ入院後3日以内に情報提供 200単位

⑥ 退院退所加算

カンファレンス参加 無

連携1回 450単位

連携2回 600単位

カンファレンス参加 有

連携1回 600単位

連携2回 750単位

連携3回 900単位

※医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、ケアプランを作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合

⑦ 通院時情報連携加算

50単位

※地域区分別 1単位 川越市（6級地）10.42円

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

4 情報開示

利用者からの要求により、サービス提供記録を開示いたします。

5 居宅介護支援サービスの特徴

(1) 運営方針

- 1 利用者及び介護者の立場に立ったサービス提供をいたします。
- 2 医療機関等と連携して、利用者の心身の健康維持のため最善を尽くします。
- 3 利用者の自尊心、自立心、希望を尊重します。
- 4
 - i 利用者の居宅サービス計画を作成するにあたり、複数の居宅サービス事業者についてご案内します。利用者から複数事業者の紹介を求めることもできます。また、ケアプラン案に位置付けた居宅サービス事業所の選定理由の説明を求めることができます。
 - ii 公正中立の確保を図る観点から、事業所における前 6 ケ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービス利用割合と同一事業所によって提供された割合の利用者への説明が努力義務とされています。詳細は介護サービス情報公表制度においての公表、担当者・説明者にてご確認ください。
- 5 利用者の快適な居住環境の整備に力を注ぎます。
- 6 利用者の地域社会とのつながりの維持を大切にいたします

6 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

7 衛生管理等について

事業者は、感染症防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) ケアマネジャー等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

8 業務継続計画の策定等について

事業者は感染症や災害が発生した場合の業務継続の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 業務継続計画を定期的に見直します。

9 サービス提供における事故発生時の対応

- (1) サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のお住いの市区町村・利用者、家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対して当事業所のサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償いたします

1 0 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容と しています。

1 1 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

窓口設置場所

埼玉県川越市東田町16番地2

グレース居宅介護支援事業所 川越

窓口開設時間 9:00～18:00

電話番号 049-265-8591

対応者 有吉 章江

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

【川越市にお住まいの方】

・ 川越市 福祉部 介護保険課

・ 住所 埼玉県川越市元町1-3-1

・ 電話049-224-8811 営業時間8:30～17:15

【にお住まいの方】

・ 介護保険課

住所 電話 03- 営業時間 :00～ :00

【その他の連絡先】

・ 埼玉県 国民健康保険団体連合会

住所 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704番地 国保会館

電話048-834-2568 営業時間 8:30～12:00

13:00～17:00

1 2 当法人の概要

(1) 法人種別・名称 一般社団法人在宅医療協会

(2) 設 立 平成28年4月1日

(3) 所在地・電話 〒152-0004

東京都目黒区鷹番2丁目20番17号 TSビル501

代表理事 伊藤 亮

電話番号 03-5724-3936

(4) 事業内容 訪問診療の普及、啓発に関する事業、介護保険法に基づく居宅サービス業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1 提供する居宅介護支援について

- (1) 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- (2) 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- (3) 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2 要介護認定後の契約の継続について

- (1) 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- (2) また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

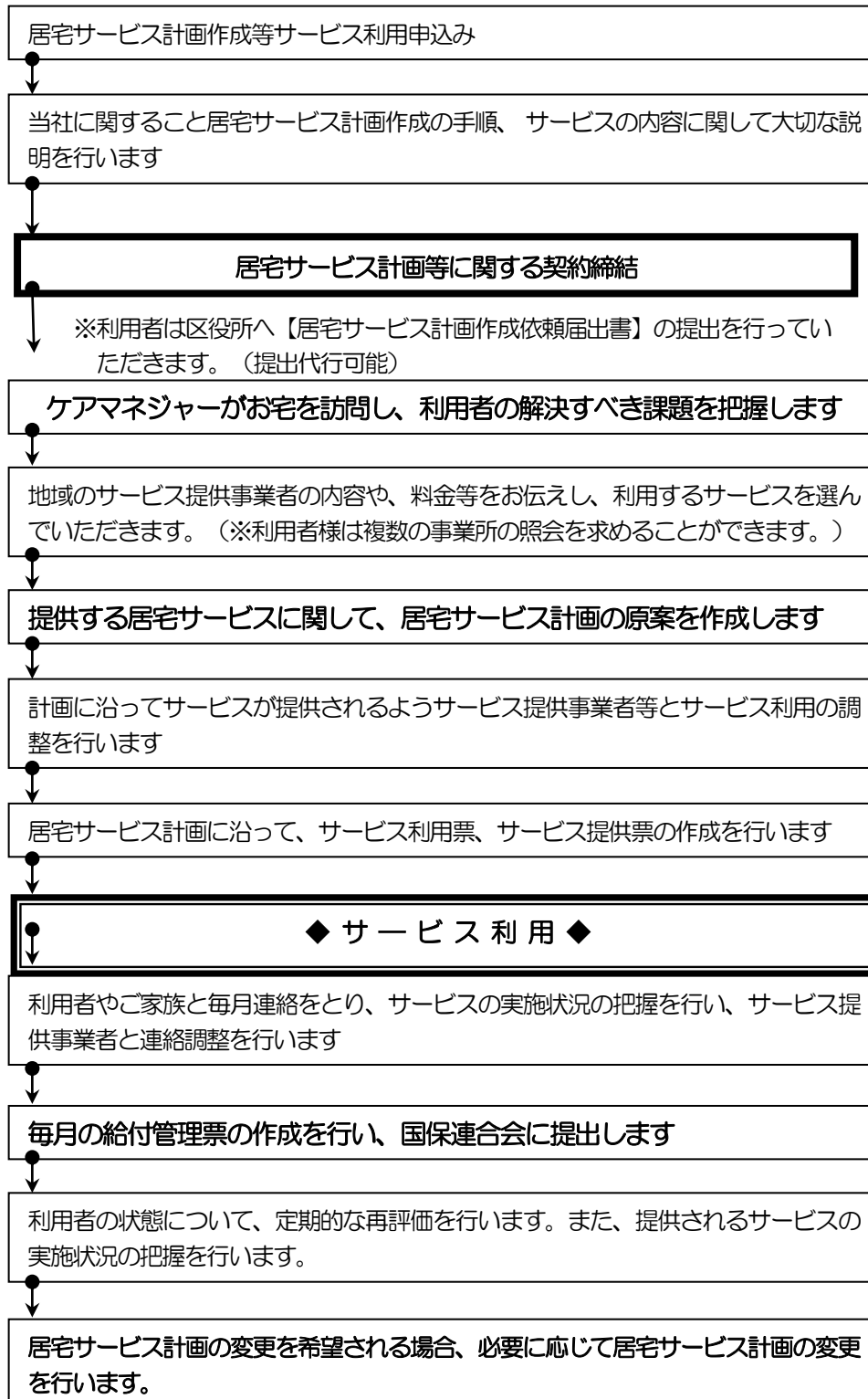
4 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

【事業所】

〒350-1114

埼玉県 川越市東田町16番地2

グレース居宅介護支援事業所 川越

管理者 有吉章江

説明者 有吉章江

私は、本書面により事業所から居宅介護支援についての重要な事項の説明、交付を受けました。

【利用者】

住 所

電 話

氏 名

(ご家族または代理人)

住 所

電 話

氏 名

本人との関係()

(